



きよかわむら 社協だより

2017
5

No.189



おじいちゃん、

おばあちゃん、

こんにちは

～デイサービスの話題～

4月14日、デイサービスの会場にあおぞら保育園の園児らがお散歩の途中に立ち寄ってくれました。かわい小さいなお客さんに利用者はみなニコニコと話しかけたり、手をとったりしていました。

あおぞら保育園の杉山園長は「いい天気の日には村内へ散歩に出かけています。保育園だけでは限られた人との社会のため、このように外に出て様々な方と接することが園児の成長には大切だと感じています」と話されていました。

デイサービスの利用者は、「かわいいね」「よく来てくれたね。何歳？」など園児との交流を楽しみ、たくさんの元気をもらった様子でした。

5月号 おもな内容

- | | | | |
|---------------------|----|-------------|----|
| ●特集 日常生活自立支援事業 | 2P | ●知的障害者サロン活動 | 3P |
| ●通所型デイサービス「ほのぼのクラブ」 | | ●ふれあい昼食会 | 3P |
| | 3P | ●社協からのお知らせ | 4P |

※みなさまの会費の一部は「社協だより」の発行に充てさせていただきます。

特集




**判断能力が不十分な方の
福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝い
～日常生活自立支援事業の流れ～**

村社協では、判断能力が不十分な方（例えば、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）が、地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言や手続きの援助、利用料の支払いなど、福祉サービスを適切に利用するための一連の援助を行っています。今回は、この事業の相談からサービス提供までの流れをご紹介します。



【Aさん（80歳）一人暮らし】

デイサービスとホームヘルプサービスを利用。Aさんは通帳や印鑑をどこにしまったかわからなくなることが多くなった。また、公共料金の支払いが通帳の残高不足で引き落とせないことがあり、最近お金の管理について不安を抱えている。

<p>①相談受付</p>	<p>●社協がケアマネジャーからAさんのお金の管理について相談を受けます。</p>
<p>②調査及びサービス内容の相談</p>	<p>●社協職員がAさんの自宅を訪問し、サービスの内容について説明します。 ●Aさんの利用意思を確認した上で、Aさんが契約やサービス内容を理解していただけるかなどの確認を行います。 ●Aさんと具体的なサービスの内容（預貯金通帳から払い戻す金額、支払い手続きなど）や頻度、訪問日などについて相談します。</p>
<p>③審査会</p>	<p>●医師や弁護士、社会福祉士等の専門家及び行政機関の方々によって支援の内容について審査が行われ、サービスの利用を決定します。 ※相談からサービスの利用開始までに2ヶ月ほどかかります。</p> 
<p>④支援計画書の作成</p>	<p>●Aさんと社協で相談した支援内容や頻度について詳細を取り決めた『支援計画書』を作成します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Aさんの支援計画書（支援頻度 月2回）（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 隔週月曜日、生活費（1万円）を届ける 2. 月1回、家賃（5万円）を振り込む。 3. 月1回、デイサービス及びホームヘルプサービス利用料を支払う。 <p>（※）支援計画にない現金の払戻し等が必要になった場合は、本人の意思を確認し、臨時で支援を行います。</p> </div> 
<p>⑤契約、サービス開始</p>	<p>●Aさんと社協でサービス内容を十分に確認した上で、『契約』を結びます。 ●Aさんに代わって払い戻しの手続きをするために預貯金通帳と印鑑をお預かりし、村社協の金庫で管理します。</p> 

いかがでしたか。今日ご紹介した事例は代表的なものです。本事業は、利用される方に合わせて支援計画を作成し支援を行います。利用してみたいと思った方、もっと詳しく知りたい方、ご家族等のことで相談したい方は、村社協までご連絡ください。

ほのぼのクラブで趣味活動

↳ 通所型サービス事業

4月から村よりの委託を受けスタートした通所型サービス事業が開始後1ヶ月経過しました。愛称を『ほのぼのクラブ』と決定。利用している皆さんは、健康体操や趣味活動に励んでいます。どのような趣味活動をしているかという、主に手芸を行っており、カタログから自分のあった物を選び作品を作っている他に、折り紙などを行っています。利用者は、「難しい折り紙もあるけど、頭の体操と思ってるよってします」「形ができあがるのが楽しいです」と話していました。今回取材した際には、折り紙でラウンドセルを作っていました。お互いに教え合いながら作る様子は、まさしく『ほのぼの』とっていました。



大会に向けてフライングディスクを練習

↳ 知的障害者サロン活動

知的障害者サロン活動が3月21日、村保健福祉センターやまびこ館で行われ4人が参加しました。参加者全員が4月16日に神奈川県主催で行われる『障害者スポーツ大会』の『フライングディスク競技』に参加すること



で、この日は村の運動公園へ移動し、競技の練習をしました。過去に大会の出場経験がある天野真理子さんは「自分が思っているよりも飛んでしまうので、力の加減が大切」と助言。初出場の3人は助言に従い自分の力加減を確認しました。川瀬亜矢子さんは「初めての参加で全く自信がなかったが、今日の特訓で少しは自信がついた」と笑顔で話していました。

春のお花見でお弁当

↳ ふれあい屋食会



花見をしながらお弁当を食べようと4月6日、ふれあい屋食会が行われ、15人が参加しました。会場は鳥居原ふれあいの館。当日は天候に恵まれ、館内だけではなく、屋外で食べる参加者もいらっしやいました。「やっぱり外で食べるお弁当は格別だね」「満開ではないけど桜がきれいだよ」と、参加者は思い思いに食事を楽しみました。鳥居原で食事を終えた後は県立あいかわ公園へ移動し園内を散策。園内一杯に咲いている桜を見物し楽しみました。



法テラス「相談援助」利用による 高齢者の暮らしに関する法律相談 無料

ご高齢の方、高齢者がいるご家族の方を対象に、成年後見制度、任意後見制度、財産管理契約、その他高齢者の暮らしに関する相談をお受けします。

日時 平成29年4月から平成30年3月まで
毎週火曜日
午前9時30分から午前11時30分まで
ただし、年末年始を除く

場所 神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター
住所：横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TSプラザビル4階
※横浜駅西口より徒歩5分

料金 30分以内無料

予約 予約受付電話番号
☎045-620-8300
月・火・木・金 午前9時30分～午後5時
水 午前9時30分～午後7時
土 午前9時30分～午後3時30分

- ◆相談は予約面談制です。まずはお電話でご予約ください。
- ◆先着順となりますので、枠が埋まり次第、締め切らせていただきます。
- ◆本相談は法テラス「相談援助」を利用した相談です。法テラス相談を同一内容で3回（以上）利用されると、相談回数の制限により、本相談をご利用できません。また、収入が一定額以下であることなどの条件がございます。詳しくは相談センターにお問い合わせください。

～現場職員が語る！福祉・介護の仕事～ 福祉の仕事を知る懇談会

懇談会では、2名の福祉分野で働く職員をお招きし話を伺います。今までの参加者の感想では、「仕事の内容が想像しやすかった」「質問形式で話を伺え、知らないことを知ることができた」などがありました。福祉の仕事に興味がある方のご参加をお待ちしております。

内容 第1部 現場の職員によるお話
第2部 現場職員を囲んでの懇談会

日時・参加予定の現場職員

- ◆平成29年5月20日（土）午後1時～特別擁護老人ホーム、生活介護（障害分野）
- ◆平成29年6月17日（土）午後1時～特別擁護老人ホーム、児童養護施設
- ◆平成29年7月8日（土）午後1時～通所介護施設（高齢分野）、障害分野（就労支援）

※正式に決まりましたら、県社協 HP にてお知らせします。（URL <http://www.knsyk.jp/jinzai/>）

場所 かながわ県民センター 12階会議室

申込方法 メールでお申し込みください。
メールアドレス jinzai@knsyk.jp
※「福祉の仕事を知る懇談会・申込」とタイトルにご入力ください。

定員 各回40名（無料）

お問い合わせ先

神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター
☎045-312-4816

寄付をありがとうございます

平成29年3月～平成29年4月

○匿名の方	8,000円
○匿名の方	2,000円
○匿名の方	10,000円

回収にご協力ありがとうございます

平成29年3月～平成29年4月

○ペットボトルキャップ	10件
○古切手	8件

編集・発行

社会福祉法人

清川村社会福祉協議会

〒243-0112

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220-1

清川村保健福祉センターひまわり館内

電話 046(287)1118

FAX 046(287)2013

はあじ
うおーむ
2ページにて「日常生活自立支援事業」についての説明を記事にしました。この事業をすぐに必要としていなくとも、知っておくことでいざという時に役に立ちます。役に立つ時というものは、自分や親、友達と様々です。今後も社協だよりでは、わかりやすく様々な福祉サービスを紹介します。